特 定 建 設 工 事 共 同 企 業 体 協 定 書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　岡崎市発注に係る　○○○○○○○○○○○○○　工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

二　前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、　○○・△△・□□　特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　企業体は、事務所を　○○市○○区○○一丁目１番１号　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）通知のあった日から申請書を提出するまでのいずれかの日

第４条　企業体は、令和　○○年　○○月　○○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、企業体は、前項の規定に関わらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○市○○区○○一丁目１番地１号
代表構成員　○○○○　株式会社　○○支店
取締役支店長　○○　○○　㊞

○○市○○町○○○○○番地
他の構成員　○○○○　株式会社
代表取締役　○○　○○○　㊞

岡崎市○○町○○○○○番地
他の構成員　○○○○　株式会社
代表取締役　○○　○○○　㊞

（代表者の商号又は名称）

第６条　企業体は　　○○○○　株式会社　○○支店　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　企業体の構成員の出資の割合は、次によるものとする。

○○○○　株式会社　○○支店　　○○　　％　←指定範囲の中で決定する

○○○○　株式会社　　○○　　％

○○○○　株式会社　　○○　　％

２　前項の出資の割合は、当該工事について発注者と内容の変更、金額の増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

３　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　企業体の取引金融機関は、　○○銀行　○○支店　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　企業体は、当該工事の完成後決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条の規定に基づく出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条の規定に基づく出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員の承諾がなければ、企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○○　株式会社　○○支店　　ほか２社は、上記のとおり　○○・△△・□□　特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証として入札参加資格審査申請用１通を含めこの協定書４通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所有するものとする。

令和　○○年　○○月　○○日　←第４条に記載した日

○○市○○区○○一丁目１番地１号
代表構成員　○○○○　株式会社　○○支店
取締役支店長　○○　○○　㊞

○○市○○町○○○○○番地
他の構成員　○○○○　株式会社
代表取締役　○○　○○○　㊞

岡崎市○○町○○○○○番地
他の構成員　○○○○　株式会社
代表取締役　○○　○○○　㊞